

令和4年7月29日

中央教育審議会・初等中等教育分科会
教育課程部会

意見書・運動部活動及び文化部活動地域移行にともなう学習指導要領総則改訂および高校入試改革の必要性について

末冨 芳
日本大学文理学部教授
運動部活動の地域移行に関する検討会議委員

令和4年6月6日に「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言～少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に向けて～」(以下、スポーツ庁提言)が公表されました。また、文化部活動の地域移行に関する検討会議でも、近く同じ方針での提言が公表される予定であると報道されています。

運動部活動の地域移行に関する検討会議での議論に加わり、提言を取りまとめた委員として、中央教育審議会・初等中等教育分科会および教育課程部会に関連する主要なポイントを報告し、取り組みをお願いをするべき事項がございます。

大きく申し上げますと、スポーツ庁提言を踏まえ、公立中学校の部活地域移行に伴い、学習指導要領総則改訂および高校入試改革について、文部科学省及び中央教育審議会初等中等教育分科会での検討事項とされ、取り組まれる必要があるということです。

1. なぜ部活地域移行が必要であり、学習指導要領総則改訂および高校入試改革が必要か？

端的に申し上げますと、「部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることは部活動の趣旨に合致せず不適當であること」(スポーツ庁提言 p.42)と指摘される実態がございます。部活動を希望しない生徒の主体性を軽視し、自由および権利の侵害に相当する行為となっています¹。教員勤務実態調査(平

¹ 一般社団法人 日本若者協議会 教育政策委員会,「部活動強制加入」撤廃や部活の在り方に関する要望書,令和4年3月。
<https://youthconference.jp/wp/wp-content/uploads/2022/03/6cb747cddd0860eac410ff089d72680e.pdf>

成 28 年度)の結果からは部活顧問を希望するかしないかに関わらず、教員の休日の労働時間を平成 18 年度と比較して平均で 1 時間増加させている深刻な実態もごございます²。

このような公立中学校での部活動の強制加入の前提となっているのが、各都道府県・市町村設置者の公立高校入試です。公立高校入試調査書において、本来多面的な評価であるべき調査書において、部活動に特化した記載欄を設けている高校設置者の教育委員会が複数あることを確認しております(本意見書,5 頁,参考資料)。

もちろん、公立中学校における部活地域移行は休日からの地域移行であり、できる学校・自治体から子どもたちの活動を保障しながら取り組むものです。

いっぽうで、部活動の強制加入やその前提となっている公立高校入試の調査書・評価方式については、部活地域移行とともに早急に改められなければなりません。すでに、地域移行し、教員ではなく部活動指導員による指導や、地域において放課後の運動・文化部活動を保障しているケースもごございます。学校で教員が指導に従事する部活動であるかどうかに注目した高校入試調査書や評価方式は、これまでも経済的理由で部活をあきらめなければならない・十分に活動できない子どもたちにとっては不公平な方式となってきました。

部活動だけでない、生徒の多面的な評価を実施できる体制の構築が急務です。

2. 学習指導要領総則改訂の必要性

学校の部活動は生徒への体験的活動の保障のために重要ではありますが、「現行の中学校学習指導要領に部活動が『学校教育の一環』として位置づけられていることから、部活動は必ず学校において設置・運営しなければならず、また教師が指導しなければならないなどの誤解が生じているとの指摘もある」(スポーツ庁提言,p.41)という状況も公立中学校の現場では一般的なものであらうと考えられます。

このような現状を改善するためには、学習指導要領総則の改訂は必要です。

くわえて、次期改訂までの間に上記のような誤解を解き「部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得ること」(スポーツ庁提言,p.42)、また「部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることは部活動の趣旨に合致せず不適當であること」(スポーツ庁提言,p.42)を通知し徹底いただくとともに、必要に応じて学習指導要領総則解説編に明記いただくことも急がれます。

² 文部科学省「教員勤務実態調査(平成 28 年度)集計【確定値】～勤務時間の時系列変化～」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/09/27/1409224_002_4.pdf

もちろん部活動は、希望し主体的に参加する生徒にとっては、素晴らしい活動の場です。

いっぽうで、主体性を軽視する部活動への強制加入や、休日ですら休めない長時間の部活動を苦痛に思う生徒にとっては、主体性を阻害し、権利・利益の侵害の場にもなっています。令和4年6月15日に子供自身の権利・利益を尊重し、最善の利益を優先して考慮することも基本法が成立しました。学校現場においても周知やその実現がはかれることが期待されることが国会での質疑を通じて明らかにされております。

部活動が、強制加入や不適切な指導により子どもたちの尊厳や権利を傷つける場となることはあってはならないことです。学習指導要領に関しては、スポーツ庁の提言を踏まえ、一刻も早い対応と改善をお願いいたします。

関連して、運動部活動地域移行の目指す姿は「運動部活動の地域移行は、単に運動部活動を学校から切り離すということではなく、子供たちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、地域全体で子供たちの多様なスポーツの体験機会を確保する」(スポーツ庁提言,p.3) ことにあります。

一種目のスポーツ活動だけに長時間拘束をするような現在の運動部活動の在り方ではなく、「中学校学習指導要領に定められている保健体育科の教育課程編成の考え方を参考にし、3年間で幅広い経験ができるよう、複数の運動種目にも取り組むことができるようにしていく必要がある」(スポーツ庁提言,p.42)ことも含め、教育課程内のスポーツ活動と、教育課程外の学校や地域におけるスポーツ活動の多様化についても、学校教育、社会教育・生涯学習にもまたがる事項のため、スポーツ庁や文化庁をはじめ文部科学省における関係部署でのご検討、地方自治体への通知や浸透も図っていただく必要もごございます。

児童生徒だけでなく、保護者や地域住民も生涯にわたってスポーツ活動、あるいは文化活動をともに楽しみ学ぶ生涯学習社会実現の基盤としても重要と考えます。

3. 高校入試改革の必要性

高校入試においては、学力テスト偏重ではなく、「各高等学校の定める入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を踏まえて、生徒の多様な個性や能力・適性を多面的に評価する」(スポーツ庁提言,p.45)ことは大切です。

しかしながら、「調査書に記載される簡略な学校部活動等の活動歴や大会成績のみの記述では、多面的な評価を実施することは不十分」であり、「また、生徒や保護者が、学校部活動等における活動歴や大会成績が高校入試で評価されると認識していることによって、自主的・自発的な活動である学校部活動等の本来の趣旨を損なうような状況になってしまうことは改めなければならない」(スポーツ庁提言,pp.45-46)ことも当然です

そのためには「高校入試の実施者である都道府県教育委員会等に対しては、これらのことを踏まえ、学校部活動等の学校内外における活動の高校入試における評価の在り方につい

て、こうした課題も踏まえて検討するよう、国から指導助言する必要がある」（スポーツ庁提言,p.46）という提言について、文部科学省が高校設置者教育委員会に対し、迅速に推進いただく必要があります。

またこの際、次頁に記載した関東地方のある県の入学者選抜試験に用いられる調査書のように「部活動の記録」を中学校教員に特記させるような調査書様式は早急にあらためられなければなりません。これこそが、公立中学校において部活は必置であるとの誤認や、生徒への部活強制加入という不適切な指導が行われる要因です。

広島県では、調査書とあわせ、令和5年度県立高等学校入学者選抜から「自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する」³、生徒自身による「自己表現」が導入されます。

今次学習指導要領が重視する「主体的で対話的で深い学び」、また「語彙を表現に生かす」言語活動、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」に示された通り、個別最適な学びを「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）ととらえる現在の教育課程行政の方針のもとでの高校入試改革、中高接続改革が重要であると考えます。

これらの改革目的が正しく実現されるためにも、高校進学に際し、中学校教員の書く調査書にのみ依存するのではなく、多面的評価の一環として生徒が自分自身の中学生としての学習や成長を主体的に表現し、そして高校で学びたいことを高校側に伝えることも、多面的な評価をいっそう実質化するために重要であると考えます。

これらの活動に中学校教員がかかわることで、中学校教員と生徒による「主体的で対話的で深い学び」を実践していくことも、「個別最適な学び」「個に応じた指導」の実現方策となりうると考えます。

以上、時間の都合で簡略に申し述べましたが、運動部活動及び文化部活動地域移行にともなう学習指導要領総則改訂および高校入試改革の必要性について、文部科学省、中央教育審議会初等中等教育分科会としての、迅速かつ的確なお取り組みをお願い申し上げます。あわせて文部科学省におかれましては、都道府県・市町村の高校設置者に対する必要な調査検証および指導・助言をお願い申し上げます。

³ 広島県教育委員会「令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/464311.pdf>

参考資料（令和4年度県立高校入学者選抜における調査書の事例）

様式1（A4判縦長）											
調 査 書											
* 水	受検番号	ふりがな	性別	学籍の記録	平成・令和 年 月 入学・転入学・編入学						
	氏名				平成・令和 年 月 卒業見込み・卒業						
教科 学年 の 学 習 の 記 録	必修教科の評定										
	教科	国	社	数	理	音	美	保	技	外	合
		語	会	学	科	楽	術	健	術	国	計
	第1学年										
	第2学年										
第3学年											
全学年の計											
備考											
時 間 的 な 学 習 の 記 録	第1学年										
	第2学年										
	第3学年										
出 欠 の 記 録	学年	欠席日数	欠席の主な理由等								
	第1学年										
	第2学年										
	第3学年										
行 動 の 記 録 (第3学年)	基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責 任 感	創 意 工 夫						
	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤 労 ・ 奉 仕	公 正 ・ 公 平	公 共 心 ・ 公 徳 心						
特 別 活 動 の 記 録	学級活動										
	生徒会活動										
	学校行事										
部活動の記録											
特記事項											
総合所見											
本書の記載事項に誤りがないことを証明します。											
										中学校長	印
令和 年 月 日		記載責任者 職 氏名								印	